

平成26年 5 月 1 日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局は、「平成26年度行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成26年5月から実施する下記テーマの計画について公表します。

○ 国の債権管理等に関する行政評価・監視

債権管理の厳正な運用を行うとともに、効果的・効率的な取立て等の債権管理事務の実施等の観点から、国の債権管理の現状等、債権管理業務の実施状況、滞納の拡大防止対策等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

連絡先

<国の債権管理等に関する行政評価・監視>

行政評価局内閣、規制改革等担当評価監視官室

担当：楠本

電話（直通）：03-5253-5441、F A X：03-5253-5436

<行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

担当：佐々木

電話（直通）：03-5253-5407、F A X：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省 HP で受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

国の債権管理等に関する行政評価・監視

調査の背景

- 国の債権の種類は、各府省の所掌する業務ごとに様々であり、その種類は、「手数料」、「負担金」、「保険料・掛金」、「財産貸付料・使用料」、「損害賠償金」等多岐
- 平成24年度末の国の歳入金債権の現在額は、約8兆7,000億円（うち、履行期限が到来しているものは約5,000億円（国民年金及び厚生年金に関するものを除く。））

- 各府省は、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）等に基づき、債務者に対する履行の督促、債権の保全、消滅等の債権管理事務を実施
- 一方、各府省において、債権管理のための実務マニュアル等に基づく事務処理が適切に実施されていないなど、その取組が十分に浸透していない状況も想定

- 債権管理の厳正な運用を行うとともに、効果的・効率的な取立て等の債権管理事務の実施等の観点から、i)国の債権管理の現状等、ii)債権管理業務の実施状況、iii)滞納の拡大防止対策等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主要調査項目と調査の視点

1 国の債権管理の現状等

- 債権の発生・消滅状況、債権管理事務の実施体制等を調査

2 債権管理業務の実施状況

- 債権管理簿への記載状況、債務者に対する督促、強制履行等の実施状況、履行延期、不納欠損処理等の実施状況等を調査

3 滞納の拡大防止対策等の実施状況

- 物件使用料債権等の滞納の拡大防止対策、過払い等の再発防止の取組状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

全府省（本府省、地方支分部局等）

関連調査対象機関

日本年金機構

調査実施期間

平成26年5月～27年1月（予定）

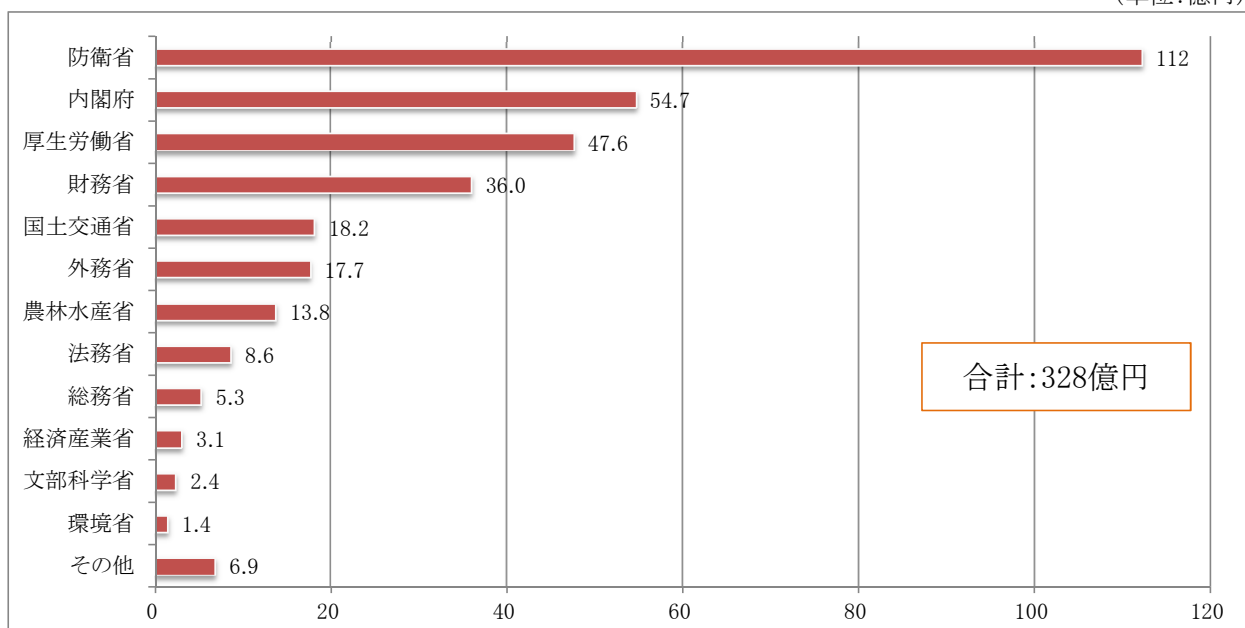
○ 国の歳入金債権の現在額（平成24年度）

(単位:億円)

会計区分	債権現在額	うち履行期限到来額
一般会計	33,128	328
特別会計	54,097	4,604 (注2)
合計	87,225	4,932

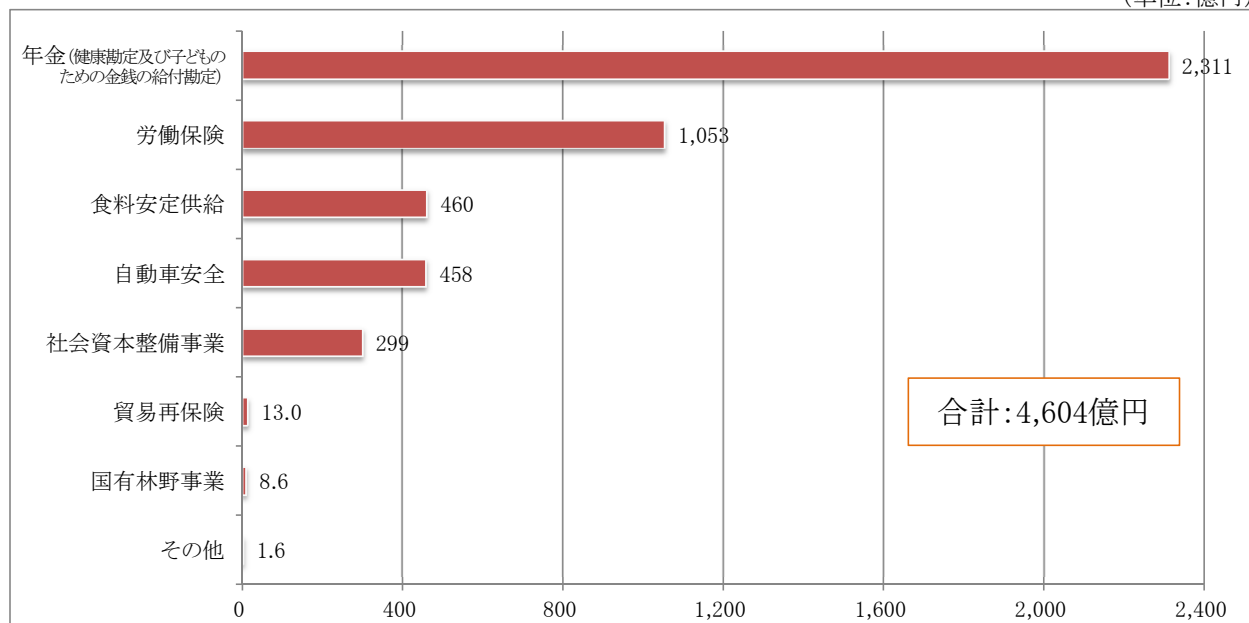
○ 一般会計における各府省等別の履行期限到来額（平成24年度）

(単位:億円)



○ 特別会計における各会計別の履行期限到来額（平成24年度）

(単位:億円)



- (注) 1 「平成24年度国の債権の現在額報告」及び「平成24年度各省各庁債権現在額報告書」に基づき、当省が作成した。
 2 特別会計の「うち履行期限到来額」については、年金特別会計のうち国民年金及び厚生年金に関するもの(基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定)を除いている。
 3 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 4 「内閣府」には、内閣府のほか、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁及び消費者庁の債権を含む。
 5 「一般会計における各府省等別の履行期限到来額(平成24年度)」における「その他」は国会、裁判所、会計検査院及び内閣を、「特別会計における各会計別の履行期限到来額(平成24年度)」における「その他」はエネルギー対策特別会計、財政投融资特別会計、東日本大震災復興特別会計及び特許特別会計を、それぞれ表す。